

第2節 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保(健康)

1 自動車公害の防止

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

平成22年度までに二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境保全目標を達成します。

平成22年度までに自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)の対策地域における自動車排出窒素酸化物(NO_x)の総量を16,450トン/年、自動車排出粒子状物質(PM)の総量を740トン/年まで削減します。

平成22年度までに、道路に面する地域において、環境騒音の環境保全目標の概ね達成をめざします。

【基準年度の状況】

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は、それぞれ66.4%、33.3%でした。

平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は27,260トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は3,170トン/年でした。

自動車騒音については、数次にわたる自動車1台ごとの単体規制の強化が国によって実施されています。また、府内の道路管理者及び関係機関による大阪府道路環境対策連絡会議において、自動車騒音の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針(平成9年度「大阪府域の沿道環境対策について」)が策定され、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策、道路網整備や交通管理・規制等の交通流対策を推進しました。

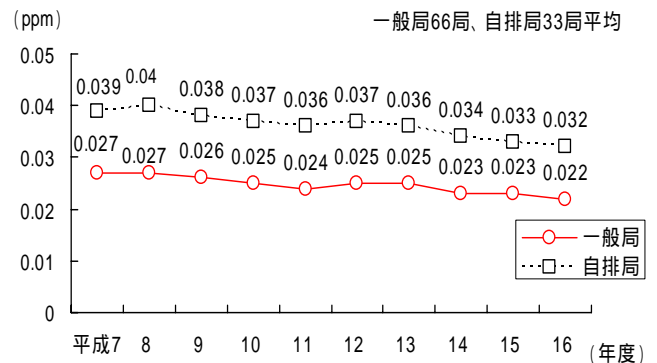
しかし、騒音規制法に定められた要請限度を超過する地域の解消には至っておらず、面的評価による道路に面する地域における平成13年度

の環境保全目標の達成率は71.0%でした(面的評価は平成13年度から開始)。

【現状】

二酸化窒素の年平均濃度は横ばいまたは緩やかに減少しており、平成16年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で昨年度に引き続き100%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で79.5%、一般局及び自排局をあわせた全測定局で92.7%でした。

図-19 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移

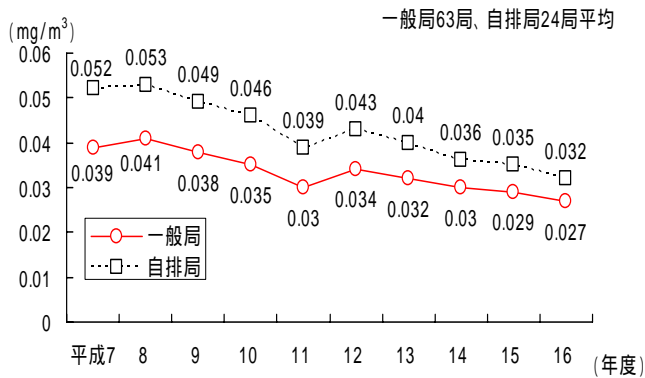


(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

浮遊粒子状物質の年平均濃度は減少しており、平成16年度の環境保全目標の達成率は昨年度に引き続き一般局、自排局とも100%でした。

ただし、環境保全目標の達成率は、気象等の影響により年度による変動があるため、今後も環境保全目標の達成維持に向けた総合的な諸施策を計画的に推進する必要があります。

図 - 20 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

図 - 21 二酸化窒素の環境保全目標達成状況（平成16年度）



質の総量は1,940トン/年まで削減されました。

図 - 22 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移（長期的評価）

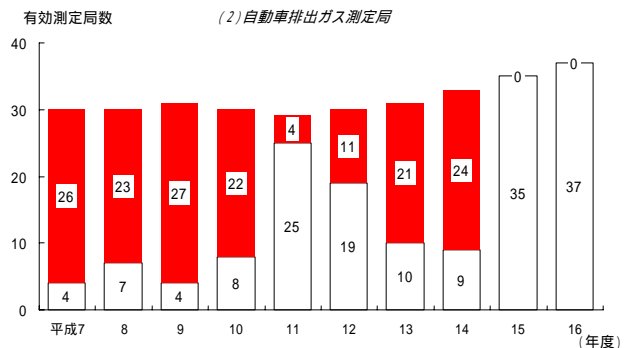
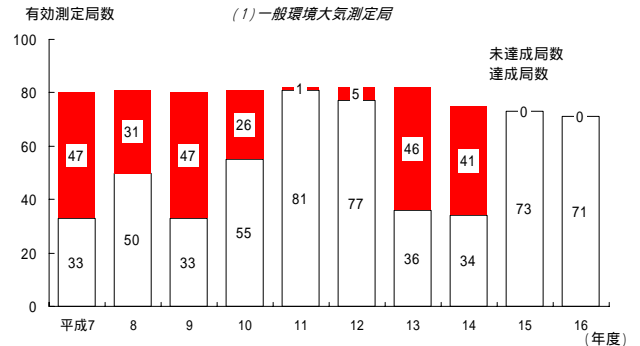
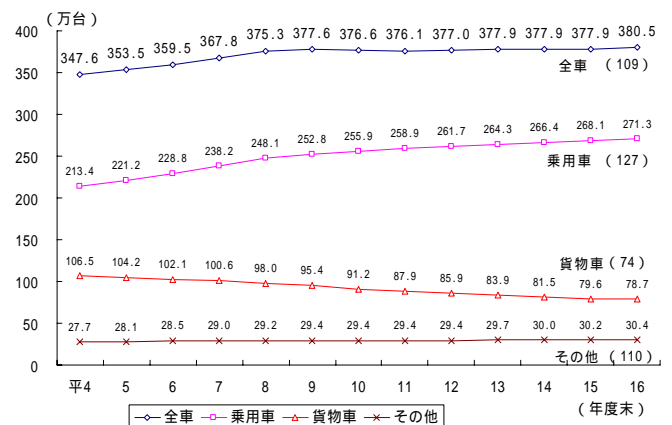


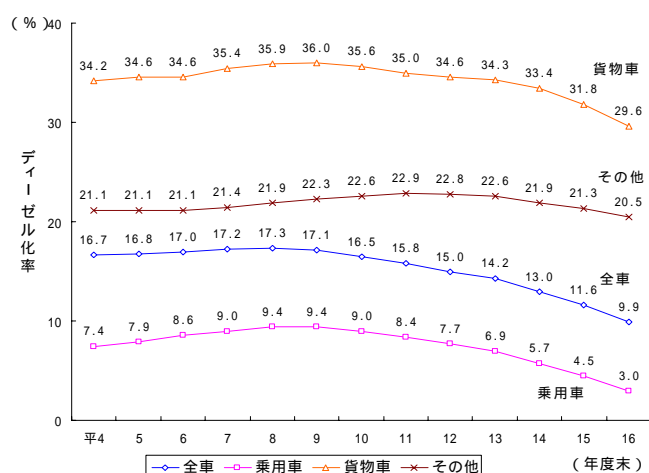
図 - 23 自動車保有台数の推移



(注) 1 国土交通省調べ
 2 ()内は平成4年度末を100とした指数を示す。
 3 乗用車：普通・小型・軽乗用車
 貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車
 その他：乗合車・特殊用途車、二輪車

府内の自動車保有台数は、乗用車が増加する傾向にありますが、環境負荷の大きいディーゼル車の割合は減少してきており、平成15年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は21,410トン/年、自動車排出粒子状物

図 - 24 ディーゼル化率の推移



(注) 国土交通省調べ

自動車騒音については、関係機関の連携のもと道路構造対策、沿道対策及び交通流対策を実施しました。

面的評価による道路沿道における環境保全目標の平成16年度達成率は74.4%であり、経年変化はほぼ横ばい状態でした。

なお、要請限度値との比較でも特に夜間に超過する地域は多数存在していることから、著しい改善はみられず、今後も低騒音舗装の敷設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

(2) 平成16年度に講じた施策

自動車排ガス対策

ディーゼル車買替緊急融資制度(新規)再生枠)

中小企業者が、自動車NOx・PM法の規制に伴うディーゼルトラック・バス等の買替えを円滑に行えるよう、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を民間の金融機関・保証機関と共同で運用しました。さらに、府は融資にかかる保証料の一部補助を行い、事業者の負担軽減を図りました。(平成16年度実績192台)

大阪グリーン配送推進運動の展開(新規)

物品の輸配送に低公害な自動車を使用するグリーン配送を広く普及させるため、グリーン配送による納入や、取引先へのグリーン配送の要請など

を行う「大阪グリーン配送推進運動」を大阪自動車公害対策推進会議において平成16年4月から開始しました。

平成17年3月末現在、運動に参加する「グリーン配送推進事業者」は72社となっています。

図 - 25 大阪グリーン配送推進運動ステッカー



総量削減計画の推進

自動車排出窒素酸化物等の総量削減に係る各種の対策を、府をはじめとする多様な主体の緊密な協力の下で総合的かつ強力に推進していくため、平成15年7月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき天然ガス自動車等の低公害車の普及促進、輸送効率の向上などによる自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して実施しました。

事業者の排出抑制対策の促進

自動車NOx・PM法に基づき、30台以上の自動車を使用する事業者に対して、低公害車の導入や車両走行量の削減の実施状況に関する自動車使用管理実績報告書等を提出させ、窒素酸化物等の排出抑制を指導するとともに、環境に配慮した自動車利用について、事業者セミナーの開催や府警察の行う安全運転管理者講習でのリーフレット配布等により啓発を行いました。

また、おだやかにアクセルを操作するなどの環境に配慮した運転であるエコドライブの実践を促すため、エコドライブ体験講習会を開催するとともに、大阪府エコドライブ実践プログラムを作成しました。

低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神六府県市指定低排出ガス車「LEV-6」⁶の普及促進を図るため、補助金及び融資制度の運用を行うとともに、公用車への率先導入(101台)や民間事業者への天然ガス自動車導入補助(235台、一部再生予算枠事業)、天然ガスエコ・ステーション整備への補助(1か所：再生予算枠事業)などを実施しました。

6 ガソリンやLPGなどの通常の燃料を使用する自動車のうちでも窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出量の少ない自動車です。平成8年度から京阪神の6府県市で指定し、普及に努めています。

交通流・交通量対策

交通需要マネジメント(TDM⁷)施策の推進公共交通の利用を促進するため、パーク・アンド・ライドの拡充、レンタサイクルの普及促進等、駅へのアクセス強化に取り組むとともに、有料道路の有効活用による一般道路の渋滞緩和のため、阪神高速道路池田線などで料金割引の社会実験を実施しました。

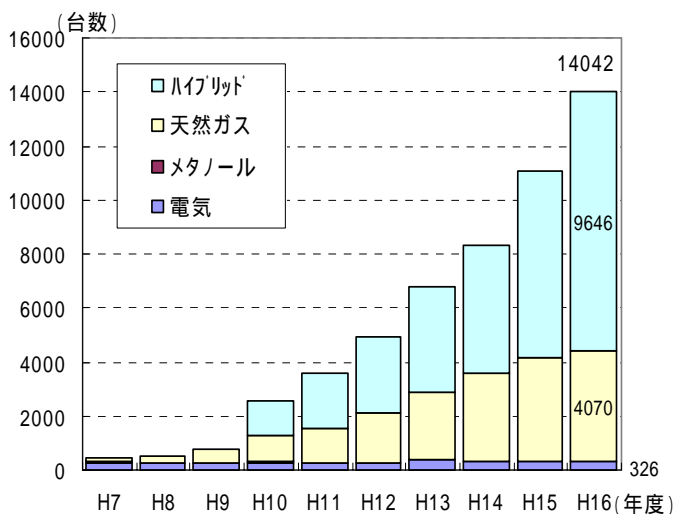
また、11月をTDM推進キャンペーン(OSAKA「渋滞解消大作戦!!」推進キャンペーン)月間に位置づけ、交通フォーラムなど多くの府民が参画できる取組みや、企業と連携した「事業所交通マネジメント」や小学校の総合学習の時間を支援する「子どもすすく学習プラン」を活用したTDM・環境総合学習に取り組みました。

7 TDM(交通需要マネジメント)...時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

図 - 26 指定LEV-6車証



図 - 27 低公害車普及状況(大阪府)




するっと交差点对策の実施

朝の通勤時間帯のバス路線や昼間の業務交通が集中する渋滞交差点に着目して、右折レーンの設置や路面表示の変更などのハード整備と交通管理者の信号表示時間の調整などのソフト面の整備を組合せて重点的に対策を実施しています。

平成16年度は、国道307号穂谷口交差点や大阪中央環状線意岐部西交差点などの16交差点で対策を完了しました。

図 - 28 するっと交差点実施前後



右折レーンを改良  渋滞が緩和!!



自動車騒音対策

自動車騒音・振動対策の実施

関係諸機関の連携のもと、低騒音舗装の敷設・路面の補修などの道路構造対策、緩衝空間の確保などの沿道対策及び一方通行の交通規制・最高速度規制などの交通流対策など各種対策を実施しました。

表 - 29 府内の遮音壁、低騒音舗装の設置状況
(平成16年度)

道路構造対策の種別			対策の実施状況 (m)
遮音壁	新型	新設	898
		既存改良	1,204
	従来型	新設	0
		既存改良	0
低騒音舗装	新設		69,377
	再舗装		8,036

2 廃棄物の適正処理

(1) 主な目標と現状

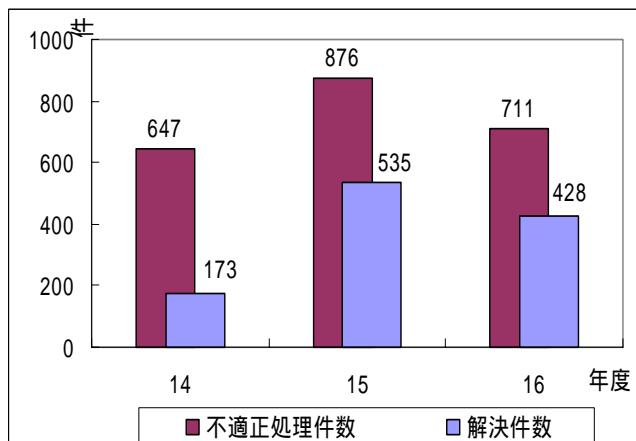
【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることを目指し、不法投棄等の撲滅に向けた取組みを重点的に進めます。

【現状】

府内では、産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理が依然として多発しており、行政の監視が行き届かない夜間や早朝、休日、また、極めて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

図 - 30 産業廃棄物の不適正処理件数



(2) 平成16年度に講じた施策

放置自動車対策の推進（新規）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を目的とし、平成16年3月に制定した府放置自動車の適正な処理に関する条例に関する啓発用パンフを府の窓口及び府内市町村で配布するなど、周知徹底に努めました。

また、7月の同条例施行後、20件の所有者調査のための施錠解除、延べ53件の所有者に対する撤去勧告、3件の撤去命令を実施し、放置自動車の抑制に努めました。

産業廃棄物の不適正処理の撲滅

産業廃棄物の適正処理やマニフェスト交付の徹底など、排出事業者や処理業者を指導・監督するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の

啓発により不適正処理の未然防止を図りました。

また、市町村の推薦による不法投棄監視連絡員（10名）の委嘱に加え、平成15年度から不適正処理事案を専属に担当する組織として警察官5名を含む14名の職員からなる「不適正処理対策グループ」を設置するなど、警察や市町村などと連携した監視パトロール体制の強化を図り、不適正処理の撲滅に努めました。

さらに、府循環型社会形成推進条例に基づき、自ら排出した産業廃棄物を保管する事業者へ届出指導を行うとともに、立入検査により廃棄物処理法に基づく保管に係る基準の遵守状況の確認、条例に基づく帳簿の整備等の確認を行いました。

図 - 31 放置自動車の施錠解除現場の写真



P C B 廃棄物対策

P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管・処理を推進するため、「大阪府 P C B 廃棄物処理計画」に基づき、事業者に対して保管状況の届出及び適正保管を指導するとともに、近畿ブロック関係府県市と協力し、日本環境安全事業(株)が大阪市内に建設する P C B 処理施設の整備を促進しました。また、独立行政法人環境再生保全機構が運営する中小企業の P C B 処理を支援するための基金に拠出しました。

表 - 32 大阪府内におけるPCB廃棄物の保管
状況（平成15年3月31日現在）

	保 管 中
高 圧 機 器	23,184台
低 圧 機 器	836,117台
そ の 他 機 器	98,763台
廃 油 等	49,226トン

（注）「廃油等」において、体積で計上されたものは、1L=1kgとして重量に換算

表 - 33 日本環境安全事業(株)によるPCB広域処理

対 象	近畿2府4県の高圧トランス等
処理能力	2.0トン/日
設置場所	大阪市此花区北港白津二丁目
実施時期	H18年8月～27年3月(予定)

3 水環境の保全

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2010(平成22)年度までに生活排水処理率を100%にし、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の環境保全目標を概ね達成することなどを目標に、水質汚濁の主な原因である生活排水の処理について重点的に対策を進めます。

また、大阪湾の水質保全については、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)の排出量を2004(平成16)年度に95トン/日まで削減することなどを目標にして、大阪湾に流入する汚濁負荷の削減等の対策を進めます。(平成16年度数値は平成18年度に算出予定となっています。)

【計画策定時の状況】

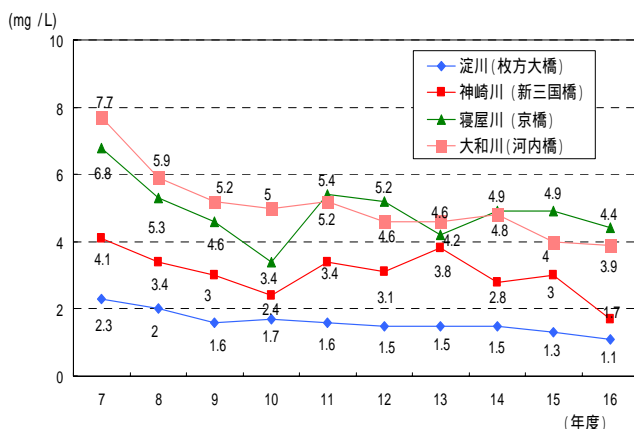
BODの環境保全目標は、約6割の河川で達成していました。

また、大阪湾の水質は、COD等の環境保全目標について、湾奥部等で達成・維持していたものの未達成の海域もあり、季節、場所によって赤潮や貧酸素水塊の発生が確認されていました。

【現状】

河川のBOD濃度は10年間でみると改善の傾向がみられ、平成16年度の環境保全目標の達成率は73.8%でした。

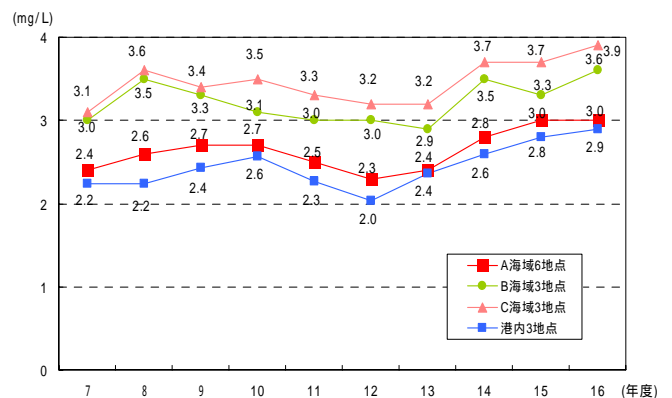
図-34 府内主要河川におけるBOD(年平均値)の推移



また、大阪湾のCOD濃度は平成13年度よりやや増加の傾向がみられ、平成16年度の環境保全目標の達成率は40.0%でした。

図-35 大阪湾のCODの推移

(大阪府測定点・表層年平均値)



(2) 平成16年度に講じた施策

水循環の再生

水循環に関する情報発信及び啓発の実施(新規)

水循環に関するホームページ「健全な水循環の再生に向けて」を開設し、水循環の現状や課題について広く情報発信に努めました。また、水循環の再生や水の有効利用に関する展示会や府民講座を関係機関、環境NPOと協力して実施し、水循環に関する府民啓発を行いました。

《健全な水循環の再生に向けて HP》
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kanri/jyunkan/index.html>

図-36 府民講座の様子



コンブ、ムラサキイガイによる水質浄化

大阪湾への関心を高めるため、都市臨海部にある浜寺水路（堺市）岸和田港（岸和田市）の2箇所において、ボランティアダイバーや漁業者の協力のもと、地元の小学生や自治会等が参加して、コンブによる水質浄化実験を実施しました。また、大阪湾の環境について学ぶ環境学習会や収穫したコンブの試食会等も実施しました。

寝屋川流域清流ルネッサンス

寝屋川流域において、府民が水辺に親しむことができるよう水量及び水質の改善を図るとともに水辺環境の整備を行なうことを定めた水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）を、国、府及び流域11市により構成される寝屋川流域協議会において策定しました。この計画に基づいて寝屋川駅前での多自然型浄化（木炭浄化）施設の整備、花園遊水地や恩智川治水緑地での植生浄化及び寝屋川、平野川での浄化浚渫を行いました。

図 37 恩智川治水緑地（植生浄化）



水環境の保全

「大阪府生活排水処理実施計画」の推進

平成15年3月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に適した、効率的かつ効果的な生活排水処理施設の整備を推進するため、生活排水処理計画の策定、見直しを行う市町村に対して技術的指導、支援を行い、枚方市など4市町で生活排水処理計画の策定、見直しが行われました。

大阪湾の再生

平成16年3月に策定された、国と関西9府県市による「大阪湾再生行動計画」に基づき「魚庭（なにわ）の海」の回復に向けて「アマモ場の再生実験等による水環境や生物環境の改善」等の社会実験を行いました。また大阪湾の汚濁機構の解明や、多様な主体の参画による環境モニタリングネットワークの構築のため、産官学民が連携して調査日を8月2日に統一した「大阪湾再生水質一斉調査」を実施しました。

漁場環境保全方針の策定

健全な生態系の保全、安心安全な水産物の供給、藻場・干潟などの自然環境の再生・保全を基本に、大阪湾を豊かで良好な漁場環境にするための大阪府漁場環境保全方針を、学識経験者、漁業代表者等から構成される委員会において検討を重ね、平成17年3月に策定しました。

図 - 38 大阪湾再生に向けての各種施策



4 環境リスクの低減・管理

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2005（平成17）年度までにダイオキシン類の排出量を2000（平成12）年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

【計画策定時の状況】

2000（平成12）年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

【現状】

平成16年度におけるダイオキシン類の排出量は15.5gで、平成12年度比で82.7%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を達成していましたが、河川水質では74地点中9地点で、河川底質では74地点中2地点で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

また、平成15年度におけるPRTR法⁸に基づく府内での化学物質の排出量は、27,378トンで、全国の4.3%を占めていました。

8 PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）...有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した法律のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

(2) 平成16年度に講じた施策

有害化学物質の排出削減

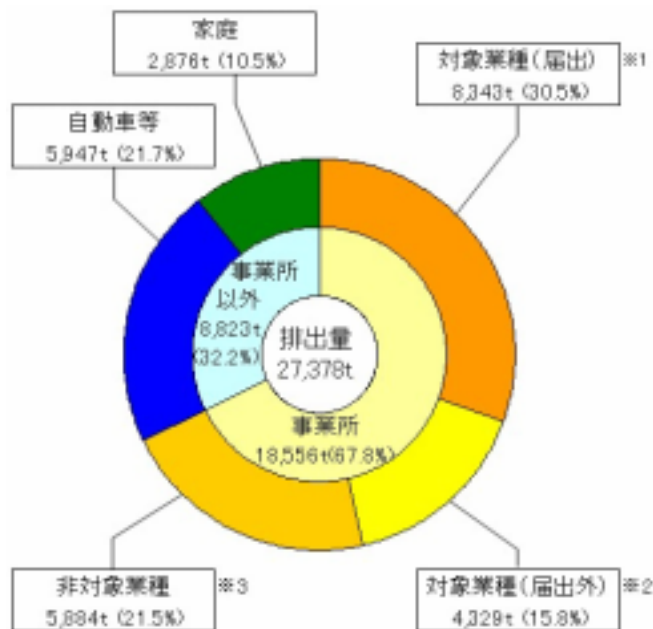
化学物質対策の推進

PRTR法に基づき、事業者から化学物質の排出量等の1,993件の届出を受け、国へ送付した後、とりまとめられたデータを活用し、府内の実態に即した集計を行い、ホームページなどで公表しました。

また、事業者に対して、化学物質の排出抑制のため、処理施設の設置や適正管理の助言等を行い

ました。

図-39 大阪府内における環境への排出量
（平成15年度分の集計結果）



- 1 製造業などの対象業種で、一定規模以上の事業所からの排出量
- 2 製造業などの対象業種であるが、一定規模未満の事業所からの排出量
- 3 農業や建設業などの事業所からの排出量

《平成15年度PRTRデータの集計結果概要》
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/press/h17/0427/1.pdf>

アスベスト対策の推進

中皮種や肺がんなどの原因と言われているアスベストに関して、その対策を円滑に進めるため、庁内関係課で構成される大阪府アスベスト対策連絡会を設置・運営するとともに、建築物の維持管理や解体、処分などアスベストの飛散防止を図るための基本事項をまとめた「大阪府アスベスト対策基本方針」の改定のための検討を行いました。また、アスベスト製品製造工場への一斉立入検査や、一般大気中のアスベスト濃度調査（2地点）を実施しました。

ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策

神崎川において、環境基準値を超えるダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策範囲を確定すべく、25 地点において調査を実施しました。

地盤環境の保全

土壌・地下水汚染対策の推進

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び府生活環境保全条例に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行いました。